



子育て応援 特別手当



多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に配慮する観点から、
対象となる世帯に**子育て応援特別手当**を支給します
平成20年度の緊急措置です

対象は

生年月日が
平成**14**年4月2日から平成**17**年4月1日までに
該当する**第2子以降**の子ども

受取方法

世帯主又は世帯主から委任を受けた世帯主と
同居している世帯員からの申請により
対象となる子ども1人あたり**3万6千円**を
支給します

申請をお忘れなく! お早めに!

申請期限は9月17日までです



和水町役場健康福祉課へ
子育て応援特別手当申請書をご提出ください
【申請の際にご本人の確認をさせていただきます】

問い合わせ先 本 庁 健康福祉課 子ども家庭係（内線539）

中3まで医療費無料化



和水町では、更なる子育て支援の充実を図るため、平成21年6月の診療分から、和水町乳幼児等医療費助成事業の対象を現行の小学3年生(子が3人以上いる多子世帯においては小学6年生)までから、中学3年生までに拡大して医療費を無料化します。

対象拡大に伴い、新たに申請が必要です

申請が必要な方

小学4年生(多子世帯においては中学1年生)から中学3年生までの児童の保護者

※小学3年生(多子世帯においては小学6年生)までの現在助成対象の児童については、今回新たに申請の必要はありません。

受付期間

4月20日(月)～4月24日(金)

受付期間

午前8時30分～午後7時00分
(※都合が悪い方はご連絡ください)

持ってくるもの

- ・印鑑
- ・児童の保険証
- ・保護者の通帳

受付場所

和水町役場 健康福祉課
(本庁・三加和総合支所)

【医療費の助成方法は2種類あります】

- 現物給付 熊本市、荒尾市、玉名郡市及び鹿本郡市の病院・薬局における医療費に係る一部負担金については、**病院・薬局の窓口で支払う必要がありません。**
- 償還払い 現物給付の対象地域以外の病院・薬局における医療費に係る一部負担金については、病院・薬局の窓口で一旦支払った後、役場健康福祉課に助成の申請をしてください。

※前年度以前の町税等に滞納がある方については、現物給付の対象地域においても償還払いの助成方法となります。



問い合わせ先 本 庁 健康福祉課 子ども家庭係(内線539)
総合支所 健康福祉課 地 域 福 祉 係(内線761)